

総務省
○法務省告示第 号
経済産業省

総務省
経済産業省
法務省
省令第二号
経済産業省

定に基づき、同号の主務大臣が告示で定める書類を次のように定める。

平成二十七年 月 日

総務大臣 山本 早苗
法務大臣 上川 陽子
経済産業大臣 宮沢 洋一

一 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第八条第一項に規定する司法書士名簿の写し（電磁的記録で作成されたものを含む。）

二 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第八条第一項に規定する土地家屋調査士名簿の写し（電磁的記録で作成されたものを含む。）

三 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第六条第一項に規定する行政書士名簿の写し（電磁的記録で作成されたものを含む。）

四 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十八条に規定する税理士名簿の写し（電磁的記録で作成されたものを含む。）

五 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の二第一項に規定する社会保険労務士名簿の写し（電磁的記録で作成されたものを含む。）